

令和 6 年

第 1 回 定例市議会

# 議 案 書

阿 久 根 市

公開用



付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	専決処分の承認について (令和5年度阿久根市一般会計補正予算(第8号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	令和5年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)	別 冊
2	令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	別 冊
3	令和5年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算 (第1号)	
4	令和5年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
5	令和5年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	
6	令和5年度阿久根市水道事業会計補正予算(第1号)	
7	公平委員会の委員の選任について	1
8	人権擁護委員の候補者の推薦について	3

9	阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	5
10	阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	7
11	阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
12	阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
13	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	16
14	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19
15	阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	22
16	阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	24
17	阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	27
18	阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	31
19	阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について	34
20	阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	36

21	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	40
22	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	42
23	阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
24	令和6年度阿久根市一般会計予算	別 冊
25	令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
26	令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
27	令和6年度阿久根市介護保険特別会計予算	
28	令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
29	令和6年度阿久根市水道事業会計予算	



議案第7号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を、公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	栗野美喜
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

公平委員会の委員 栗野美喜氏が令和6年6月9日をもって任期満了となるので、更に同氏を選任しようとするものである。



議案第8号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	川 畑 ゆ か り
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

人権擁護委員 川畑 ゆかり 氏が令和6年6月30日をもって任期満了となるので、更に同氏を推薦しようとするものである。

議案第 8 号 参考

川 畑 ゆ か り 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第9号

阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例

阿久根市監査委員条例（昭和39年阿久根市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

機構を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例

阿久根市課設置条例（昭和35年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「企画調整課」を「企画推進課」に改め、同条第5号中「市民環境課」を「市民課」に改め、同条第7号中「健康増進課」を「こども保健課」に改め、同条第10号中「水産林務課」を「環境水産課」に改める。

第2条第1号ウ中「行政一般」を「防災及び危機管理」に改め、同号エ中「情報政策」の次に「及びDX政策」を加え、同条第2号ウ中「市有車両」を「入札及び契約」に改め、同条第3号中「企画調整課」を「企画推進課」に改め、同条第5号中「市民環境課」を「市民課」に改め、同号ウ中「環境保全及び公害対策」を「国民健康保険」に改め、同号エ中「廃棄物の処理及び生活環境」を「後期高齢者医療」に改め、同条第6号ア中「障害者福祉」を「障がい者福祉」に改め、同条第7号中「健康増進課」を「こども保健課」に改め、同号ア中「国民健康保険」を「子ども・子育て政策」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エを削り、同条第9号に次のように加える。

ウ 林業に関すること。

第2条第10号中「水産林務課」を「環境水産課」に改め、同号中イを削り、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 環境の保全及び廃棄物の処理に関すること。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(阿久根市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 阿久根市男女共同参画推進条例（令和3年阿久根市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条中「企画調整課」を「企画推進課」に改める。

(阿久根市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)

3 阿久根市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和53年阿久根市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康増進課」を「こども保健課」に改める。

議案第11号

阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたこと等から、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市個人番号の利用等に関する条例（平成27年阿久根市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

第5条第1項中「第3欄に掲げる機関が」の次に「当該」を加える。

別表第1中「阿久根市重度心身障害者医療費助成条例」を「阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例」に改める。

別表第2中「阿久根市重度心身障害者医療費助成条例」を「阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例」に、「重度心身障害者医療費助成関係情報」を「重度心身障がい者医療費助成関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

議案第12号

阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことから、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例  
(令和元年阿久根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に  
改める。

第4条中「各給料表の」を「その」に改める。

第5条第1項中「規定する職員」の次に「(以下「常勤職員」とい  
う。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により決定された職務の  
級の初号給とする」を「市長が別に定める基準に従い任命権者が定め  
る」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第4項中  
「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第12条を削る。

第11条中「給与条例第1条の2に規定する職員」を「常勤職員」に、  
「第14条」を「第15条」に改め、同条を第12条とする。

第10条本文中「第14条」を「第15条」に改め、同条ただし書中「こ  
の条本文中」を「同条本文中」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第1号。以下「報酬条例」という。)第1条に規定する  
非常勤職員」を「第1号)第1条に規定する非常勤職員(以下「非常  
勤職員」という。)」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条と  
する。

第7条中「給与条例第1条の2に規定する職員」を「常勤職員」に  
改め、同条を第8条とする。

第6条中「フルタイム会計年度任用職員」を「この条例に定めるも  
ののほか、フルタイム会計年度任用職員」に、「給与条例第1条の2  
に規定する職員」を「常勤職員」に改め、同条を第7条とし、第5条  
の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当等)

第6条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員

には、期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）を支給する。

- (1) 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者（基準日前1月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者を含む。）
  - (2) 任期が6月以上である者（1会計年度内における任期の合計が6月以上に至った者を含む。）
- 2 期末手当等の額は、期末手当等の基礎額に、常勤職員に適用される期末手当等の支給割合を超えない範囲内で市長が別に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当等の基礎額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、それぞれ当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき1月当たりの給料の額とする。

第16条を削る。

第15条第1項中「報酬条例第1条に規定する」を削り、同条第2項中「ついて、給与条例第1条の2に規定する職員」を「ついては、常勤職員」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1号中「第8条第1項又は第5項」を「第9条第1項又は第5項」に改め、同条第2号中「第8条第5項」を「第9条第5項」に改め、同条第3号中「第8条第2項又は第5項」を「第9条第2項又は第5項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当等）

第13条 第6条の規定は、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員（任命権者が市長と協議して定める職を占める者であって、1週間当たりの勤務時間が任命権者が市長と協議して定める勤務時間以上のものを含む。）について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「フルタイム会計年度任用職員が受けるべき1月当たりの給料の」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき第9

条第1項、第2項又は第5項の規定による報酬の額を任命権者が市長と協議して定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当等については、常勤職員の例によるものとする。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(阿久根市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 2 阿久根市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年阿久根市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条」を「第9条」に改める。

(阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 阿久根市職員の育児休業等に関する条例(平成4年阿久根市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第6条第2号又は第12条第4項」を「第7条第2号又は第13条第2項」に改め、同条第2項中「第11条の5第1項」の次に「(会計年度任用職員給与条例第7条第2号又は第13条第2項においてその例によるものとされている場合を含む。)」を加え、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第21条中「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第13条」を「第14条」に、「第6条第4号」を「第7条第4号」に、「第14条」を「第15条」に改める。

議案第13号

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

### 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例

阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第18の項中「戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中45の項を47の項とし、15の項から44の項までを2項ずつ繰り下げ、同表14の項中「法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類」を「戸籍に関する届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供すること。」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表16の項とし、同表中13の項を15の項とし、同表12の項中「又は戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項」を「、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容」に改め、同項を同表14の項とし、同表中11の項を13の項とし、同項の前に次の1項を加える。

12	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織の使用による場合又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除籍証明書の交付と同時の請求に係る場合を除く。）	1件につき 700円
----	---------------------------------------------------------------------------------	------------

別表第1中10の項を11の項とし、同表9の項中「除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表10の項とし、同表8の項の次に次の1項を加える。

9	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法	1件につき 400円
---	---------------------------------------------------------------------------------------	------------

(以下「電子情報処理組織の使用」という。)による場合又は戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍証明書の交付と同時の請求に係る場合を除く。)	1件につき 400円
---------------------------------------------------------------------	------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第14号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国民健康保険の財政運営の責任主体である鹿児島県から市町村ごとに標準保険料率等が示されたことから、令和6年度における保険税率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「30,000円」を「30,200円」に改める。

第7条中「100分の3.1」を「100分の3.4」に改める。

第9条中「6,100円」を「6,800円」に改める。

第10条第1号中「7,300円」を「7,400円」に改め、同条第2号中「3,650円」を「3,700円」に改め、同条第3号中「5,475円」を「5,550円」に改める。

第11条中「100分の2.0」を「100分の2.1」に改める。

第13条中「9,400円」を「10,200円」に改める。

第14条中「5,000円」を「5,100円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「21,000円」を「21,140円」に改め、同号ウ中「4,270円」を「4,760円」に改め、同号エ(ア)中「5,110円」を「5,180円」に改め、同号エ(イ)中「2,555円」を「2,590円」に改め、同号エ(ウ)中「3,833円」を「3,885円」に改め、同号オ中「6,580円」を「7,140円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,570円」に改め、同項第2号ア中「15,000円」を「15,100円」に改め、同号ウ中「3,050円」を「3,400円」に改め、同号エ(ア)中「3,650円」を「3,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,825円」を「1,850円」に改め、同号エ(ウ)中「2,738円」を「2,775円」に改め、同号オ中「4,700円」を「5,100円」に改め、同号カ中「2,500円」を「2,550円」に改め、同項第3号ア中「6,000円」を「6,040円」に改め、同号ウ中「1,220円」を「1,360円」に改め、同号エ(ア)中「1,460円」を「1,480円」に改め、同号エ(イ)中「730円」を「740円」に改め、同号エ(ウ)中「1,095円」を「1,110円」に改め、同号オ中「1,880円」を「2,040円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,020円」に改め、同条第2項第1号ア中「25,500円」を「4,530円」に改め、同号イ中「22,500円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「18,000円」を「12,080円」に

改め、同号エ中「15,000円」を「15,100円」に改め、同項第2号ア中「5,185円」を「1,020円」に改め、同号イ中「4,575円」を「1,700円」に改め、同号ウ中「3,660円」を「2,720円」に改め、同号エ中「3,050円」を「3,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第15号

阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定  
について

阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正されたことか  
ら、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

阿久根市子ども・子育て会議条例（平成25年阿久根市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、それぞれ内閣府令で定める基準によることとするため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿久根市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第164号。以下「法」という。」を「第164号」に改め、「(法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)」及び「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に定める基準をもって、その基準とする。

第3条から第21条までを削り、第22条を第3条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿久根市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「第164号。以下「法」という。」を「第164号」に改め、「(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)」及び「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準をもって、その基準とする。

第3条から第21条まで、第2章から第5章まで及び第6章の章名を削る。

第49条を第3条とする。

附則第2項から附則第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
の制定について

阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

助成の対象者を広げるとともに、助成金の支給について自動償還方  
式を導入する等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

阿久根市重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例

第1条中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

第2条第1項中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、同項第2号中「障害を有する」を削り、同項第3号中「該当する障害を有し」を「該当し」に、「された者」を「されたもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当するもの

第2条第2項本文中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、「受けている」の次に「世帯に属する」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎（以下「社会福祉施設等」と総称する）を「社会福祉施設等（規則で定める社会福祉施設等をいう。以下この項において同じ）」に、「移した者」を「移したもの」に、「有するもの」を「有する者」に改め、同項ただし書中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

第3条第1項中「保険給付等」の次に「（前条第1項第4号に規定

する者にあつては入院に係るものを除く。）」を加え、「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条第2号中「保険給付」を「保険給付等」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「前条第1項の」を「前条第1項の規定による」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「市長」を「、市長」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「保険給付」を「保険給付等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 保険医療機関等において、受給者が受給資格者証及び被保険者証等を提示して保険給付を受けた場合は、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。

第6条を第7条とする。

第5条中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、「資格者証」の次に「（以下「受給資格者証」という。））」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「市長の重度心身障害者」を「、市長の重度心身障がい者」に改め、同条第2項中「速かに」を「速やかに」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（助成の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金は支給しない。

- (1) 対象者の前年の所得（1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については、前々年の所得。以下この条において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この条において「政令」という。）第7条に規定する額を超えるとき。
- (2) 現に対象者と生計を同じくする当該対象者の配偶者又は民法

(明治29年法律第89号) 第877条第1項に定める扶養義務者の前年の所得が政令第2条第2項に規定する額以上であるとき。

- 2 前項各号に掲げる所得の範囲は、政令第4条に規定する所得の範囲とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定、同条第2項の改正規定、第3条第1項(「保険給付等」の次に「(前条第1項第4号に規定する者にあつては入院に係るものを除く。)」を加える部分に限る。)の改正規定、第4条を加える改正規定及び第6条に1項を加え第7条とする改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項第4号及び第2項、第3条第1項、第4条並びに第7条第3項の規定は、令和6年7月1日以後の保険給付等に係る一部負担金に対する助成金について適用し、同日前の保険給付等に係る一部負担金に対する助成金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第5条第1項の規定による受給資格者の登録及びこれに関する必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「阿久根市重度心身障害者医療費助成条例」を「阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例」に改める。
  - (1) 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年阿久根市条例第33号)第2条第2項第2号
  - (2) 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年阿久根市条例第12号)第3条第2項第4号

議案第18号

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

介護保険料の保険料率を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例

阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「年額37,200円」を「34,398円」に改め、同項第2号中「年額55,800円」を「51,786円」に改め、同項第3号中「年額55,800円」を「52,164円」に改め、同項第4号中「年額66,960円」を「68,040円」に改め、同項第5号中「年額74,400円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「年額89,280円」を「90,720円」に改め、同項第7号中「年額96,720円」を「98,280円」に改め、同項第8号中「年額111,600円」を「113,400円」に改め、同項第9号中「年額126,480円」を「128,520円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円

第2条第2項中「前項第1号」を「次の各号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「同号」を「前項」に、「22,320円」を「当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる者 21,546円
- (2) 前項第2号に掲げる者 36,666円
- (3) 前項第3号に掲げる者 51,786円

第2条第3項及び第4項を削る。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改め、同条第4項中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の阿久根市介護保険条例第2条及び第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第19号

阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

阿久根市空家等対策協議会条例（平成28年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）が改正されたこと等から、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例

阿久根市漁港管理条例（昭和43年阿久根市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第2条第1項中「、又は第9条」を「又は第13条」に改める。

第4条第3項中「占用期間」を「規定による占用の期間」に改める。

第6条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

第16条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第20条とし、第15条を第19条とする。

第14条中「手段」を「行為」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1号中「第7条第1項若しくは第2項又は第8条第3項本文」を「第7条第2項本文、第8条第1項若しくは第2項、第9条、第10条第2項本文又は第11条第3項本文」に改め、同条第2号中「第9条、第10条又は第11条第1項」を「第12条、第13条、第14条又は第15条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第12条の見出しを「（損害賠償）」に改め、同条を第16条とする。

第11条第1項中「第4条第1項」の次に「又は第10条第2項」を加え、同条第2項中「もの」を「者」に、「者」を「もの」に改め、同条を第15条とする。

第10条第1号中「第4条第1項」の次に「又は第10条第2項」を加え、同条第3号中「手段」を「行為」に、「第7条第2項又は第8条第3項ただし書」を「第7条第2項ただし書、第8条第2項、第10

条第2項又は第11条第3項ただし書」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「漂流物」の次に「、沈没物その他の物件又は漁港施設内に置かれた物件」を加え、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(港内の秩序維持)

第12条 市長は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停係泊をする船舶に対し、移動を命ずることができる。

第8条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(係留施設における行為の制限)

第9条 係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 船舶の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。
- (2) 漁獲物、漁具、漁業資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舶を横づけすること。
- (3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。
- (4) 漁獲物等をみだりに長時間置いておくこと。

(陸域内における行為の制限)

第10条 市長は、漁港施設の保全管理に必要があると認めるときは、漁港の区域内の陸域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である地を除く。）の一部を行為制限区域として指定することができる。

- 2 行為制限区域において工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合は、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の許可をしなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限ってしなければならない。

5 市長は、第1項の規定により行為制限区域を指定し、又は廃止しようとするときは、その1か月前までにこれを公示しなければならない。

第7条第1項中「船舟」を「船舶」に、「停泊、停留又は係留」を「停係泊」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(停係泊禁止区域)

第7条 市長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することができる。

2 停係泊禁止区域においては、船舶又はいかだを停泊、停留又は係留（以下「停係泊」という。）してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表8の項戸数の欄中「5」を「4」に改め、同表26の項戸数の欄中「4」を「3」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

番所丘公園にキャンプ場を設置するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

### 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「場合」の次に「（有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）のキャンプ場の使用許可を受けた場合を除く。）」を加え、同条第4項及び第5項中「市長」を「市長、」に改める。

第6条の2第1項中「（市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1番所丘公園の項を次のように改める。

番所丘公園	ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボード場、パターゴルフ場、グラウンドゴルフ場、キャンプ場	(1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 月曜日（7月20日から8月31日までを除く。） イ 12月28日から翌年1月4日まで (2) キャンプ場 月曜日（宿泊により同日まで使用する場合を除く。）	(1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで イ 10月1日から翌年3月31日まで 午前9時30分から午後5時まで (2) キャンプ場 終日
-------	--------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2の(4)のクの表グラウンドゴルフ場の項の次に次のように加える。

キャンプ場	区画使用料（宿泊）	1区画1泊につき	3,000
	区画使用料（日帰り）	1区画1日につき	1,500
	入場料（大人）	1人1回につき	300
	入場料（高校生以下）		100

別表第2の(4)のクの表備考に次のように加える。

5 キャンプ場の区画使用料は、次に掲げる使用時間についての使用料とし、当該使用時間外の時間については、1時間につき500円を加算する。ただし、連

続して宿泊する場合の使用の開始日及び終了日を除く日の使用時間については加算しない。

(1) 宿泊 午後2時から翌日正午まで

(2) 日帰り 午前10時から午後5時まで

6 キャンプ場の入場料の回数は、キャンプ場の区画を使用するための連続する宿泊又は日帰りの回数とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

弓木野地区共同水道組合を水道事業へ統合し給水区域の変更を行う  
等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表のとおり」を「市内全域のうち別表に掲げる区域を除く区域」に改める。

第4条中「20,000千円」を「2,000万円」に改める。

第5条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に、「300千円」を「30万円」に改める。

第6条中「1,000千円」を「100万円」に、「3,000千円」を「300万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

大字	大字のうち給水区域から除外される区域
鶴川内	木佐木野、尾原、米次
西目	落
大川	尻無の一部
脇本	大淵川、松ヶ根、八郷の一部

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

